アドミニストレーション

第7巻1号

2000年9月

i 說	
Ethnolinguistic Vitality of Japanese in Sydney	推藤 三雄 (1)
ドイツ会計基準委員会の設置とその背景	
	森 美智代 (23)
Complementing University EFL Science Courses: A CALL Multimedia Concordance	
Design for Vocabulary Comprehension	Richard Gilbert 松野 了二 (69)
究ノート	
建築基準法第42条第2項「みなし道路」の判断基準	

熊本県立大学総合管理学会

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名 称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。

【目的】

第3条 本会は、総合管理学(アドミニストレーション)に関わる研究および発表を目的とする。 【事 業】

第4条 本会は次の事業を行う。

- (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
- (2) 研究会、講演会の開催
- (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会 員】

第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。

- (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手(普通会員)
- (2) 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生(院生会員)
- (3) 熊本県立大学総合管理学部の学生(学生会員)
- (4) 熊本県立大学総合管理学部・大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者(特別会員)
- (5) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会員であった者、およびその他評議員会において推薦した者(名誉会員)

【会費】

第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。 2 会費については評議員会が別にこれを定める。

【「アドミニストレーション」の無料配布】

第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発行日より5年経過した場合はこの限りではない。

第3章 運営

【役員】

- 第8条 本会には以下の役員を置く。
 - (1) 会長
 - (2) 評議員
 - (3) 理事
 - (4) 監査役
 - 2 本会は、上に挙げた役員の他、必要と認めた場合には、名誉会長を置くことができる。

-(略)-

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝 (熊本県立大学学長)

会 長 久間 清俊 (熊本県立大学総合管理学部学部長)